

事務連絡
令和2年3月17日

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者(法人) 各位

紀の川市福祉部高齢課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための介護予防・日常生活支援総合事業所業務に関する臨時的取扱いについて (通知)

平素より本市の介護予防・日常生活支援総合事業の運営にあたり、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、今後、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、令和元年10月15日付け、厚生労働省発出「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」、令和2年2月17日付け発出「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」、令和2年2月24日付け発出「介護保険最新情報 Vol.770 (第2報)」、令和2年2月28日付け発出「介護保険最新情報 Vol.773 (第3報)」及び令和2年3月6日付け発出「介護保険最新情報 Vol.779 (第4報)」における介護予防通所リハビリテーションと同様の取扱いとし、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について柔軟な取扱いを行うこととしましたので、お知らせいたします。

また本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には、改めて通知いたします。

なお、講じた代替措置や経緯等の記録は必ず残してください。

※この通知については、法人に対し送付させていただいておりますので、貴法人傘下で紀の川市総合事業において指定を受けられている事業所への周知をお願いいたします。

記

一部抜粋

項目	取扱い
サービス担当者会議	(介護保険最新情報 Vol.773 問9) サービス担当者会議については、感染拡大防止の観点から電話やFAX、メール等による方法を活用するなど、柔軟に対応することを可能とする。 なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要とする。
一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合	(介護保険最新情報 Vol.770,773) 一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合においても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。

通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス A・C）の利用者に対して代替施設や居宅でのサービスを提供する場合の取扱い	（介護保険最新情報 Vol.770,Vol.773 問3） 市からの休業要請だけでなく、自主的に通所介護事業所が休業した場合も、利用者の希望に応じて、代替施設や利用者の居宅においてサービス提供した場合、算定を可能とする。
月の途中で休業し、その後サービス提供が中断された場合の算定の取扱い	（介護保険最新情報 Vol.773 問4） 月額報酬を日割りで計算して算定する。

また、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・一定期間サービス提供を停止する（または休止する）
- ・利用者の受け入れを一部（または全部）制限する

などの場合は、必ず、市福祉部高齢介護課総合事業班にご連絡ください。

※紀の川市ホームページに下記の厚生労働省からの通知を掲載していますので、ご参照ください。

- ・令和元年 10 月 15 日付「令和元年台風第 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」
- ・令和 2 年 2 月 17 日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
- ・令和 2 年 2 月 24 日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）（介護保険最新情報 Vol.770）」
- ・令和 2 年 2 月 28 日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）（介護保険最新情報 Vol.773）」
- ・令和 2 年 3 月 6 日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 4 報）（介護保険最新情報 Vol.779）」

紀の川市福祉部

高齢介護課総合事業班

TEL：0736-77-0980